

V 再開発関係融資

独立行政法人住宅金融支援機構

ポイント

- ・多様な資金需要に対応した融資により、マンション建替事業、市街地再開発事業などを推進

制度の概要

- ・小規模な共同建替えから法定再開発やマンション建替えをはじめ、地区計画等に適合する事業や有効空地を確保する事業等、市街地環境の整備・改善に資する事業に融資を行う。

〇まちづくり融資

- 融資の対象となる建築物
- ・一定の地域内（※1）にあること
 - ・住宅部分が建物全体の1/2超であること
 - ・建築物の構造が耐火又は準耐火構造であること
 - ・法定容積率の1/2以上を利用していること
 - ・一定の技術的要件に適合すること
 - ・次のいずれかの事業に該当すること
 - I 共同建替事業
 - II 有効空地確保事業
 - III マンション建替事業
 - IV 上記に準ずる事業

- 融資の種類
- ・短期資金 建設資金 購入資金
 - ・長期資金 建設資金 購入資金
 - ・高齢者返済特例融資

融資金利	短期資金	1. 26%	(1年固定)
	長期資金 (建設資金)	3. 37% (※2)	(35年固定)
		2. 91% (※2)	(15年固定)
	(購入資金)	4. 29%	(35年固定)
	高齢者返済特例融資	3. 31%	(35年固定)

(金利はいずれも平成20年8月5日時点)

- ※1 住居系・商業系の用途地域で防火・準防火地域内など
- ※2 平成20年8月5日現在の参考金利で、実際に適用される金利は各受付期間終了後、約2ヶ月後に決定